4　法第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項の規定による国土交通大臣の権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

5　検査等で特定事務所に対して行うものについては、前項に規定する地方整備局長又は北海道開発局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

6　前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めたときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「金融庁長官検査等権限」の下に「並びに不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十六条及び第十七条に定めるもの」を加え、同条第二項中「の事務所」の下に「（以下この条において「従たる事務所」という。）」を加え、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限」を「及び国土交通大臣検査等権限」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　不動産特定共同事業者等に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限（以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。）並びに不動産特定共同事業者に対する法第十六条及び第十七条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4　国土交通大臣検査等権限で、不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

5　前項の規定により不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該不動産特定共同事業者等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

第三十八条第一項中「第二十九条第三項から第五項まで」を「第二十九条第六項から第八項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行前に不動産特定共同事業法（次項において「法」という。）第十条、第十一条第一項、第三十三条又は第四十条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対し届出又は提出をしなければならない事項で、この政令の施行前に当該届出又は提出がされていないものについては、これを、これらの規定により財務局長若しくは福岡財務支局長又は地方整備局長若しくは北海道開発局長に対して届出又は提出をしなければならない事項について当該届出又は提出がされていないものとみなして、法の規定を適用する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の項中「第二十九条第三項から第五項まで」を「第二十九条第六項から第八項まで」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　法第八十九条第二項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務

第四条の三の次に次の一条を加える。

（未支給の年金を受けるべき者の順位）

第四条の三の二　法第十九条第四項に規定する未支給の年金を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第六条の四中「妻又は」を「配偶者又は」に改める。

第六条の五（見出しを含む。）中「第八十九条第一号」を「第八十九条第一項第一号」に改める。

第十条第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を第三条の二の二とし、第三条の次に次の一条を加える。

（未支給の保険給付を受けるべき者の順位）

第三条の二　法第三十七条第四項に規定する未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である夫であった場合における被保険者又は被保険者であった者の子であってその者の死亡によって遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものを含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。